

採用活動における優位性や
従業員の定着率を高めたい中小規模事業主の皆様
働き方改革アドバイザーにお任せください！

令和3年1月1日に施行された改正育児・介護休業法への
対応はお済みですか？

安心して就職し、長く働き続けてもらうためには
法令に則った就業規則・規定や社内制度等の整備が不可欠です。
今回の法改正のポイントをわかりやすくご説明し、就業規則や
育児・介護休業規定等の改定のお手伝いをします。

全ての従業員が子の看護休暇・介護休暇を
時間単位で取得できるようになりました。



人材確保と定着の課題を克服するために、職場の魅力度アップ
と発信・見える化を進めませんか？

魅力度アップ その1

働きがいや仕事の評価の納得感を高めるため、
人事評価の仕組みや制度づくりのお手伝いをします。

令和3年4月から始まる
「同一労働同一賃金」への対応とも大きく
関係します。

魅力度アップ その2

従業員が帰属意識やモチベーションを高め、最高の
パフォーマンスを発揮できる職場づくりの取り組みと
社内外への発信・見える化のご提案をします。

令和4年4月からは

- ① 中小規模事業主にもハラスメント防止
対策が義務化されます。
(現在は中小規模事業主は努力義務)
- ② 従業員 101 人以上の事業所にも女性
活躍推進法における一般事業主行動計
画の策定・公表が義務化されます。
(現在は 301 人以上の事業主が義務)



働き方改革取組事例集「こんな会社で働きたい」では、魅力ある職場づくりの取り組みや成果を
紹介しています（とよた産業ナビHP、市HPに掲載）。次号は令和2年度「はたらく人がイキ
イキ輝く事業所表彰」受賞事業所の取り組みをご紹介します。※令和3年5月DM発送予定

豊田市役所 産業部 産業労働課 労政担当

〒471-8501 豊田市西町 3-60（豊田市役所西庁舎7階）

電話 0565-34-6774 FAX 0565-35-4317

E-mail sangyou@city.toyota.aichi.jp

アドバイザー派遣
PR動画



とよた産業ナビ
HP



FAX 送信用

豊田市働き方改革アドバイザー・講師派遣 申請書

申請日 令和 年 月 日

事業所名		代表者氏名	
住 所		担当者氏名 (部署・役職)	
電話番号		メールアドレス	
派遣種別	<input type="checkbox"/> 経営者、管理者、担当者向けアドバイザー <input type="checkbox"/> 従業員対象の研修会講師		
派遣希望日時	第1希望 令和 年 月 日 () : ~ :		
	第2希望 令和 年 月 日 () : ~ :		
相談内容 講義テーマ (希望する項目に チェック)	<input type="checkbox"/> 働き方改革関連法への対応全般、具体的な取り組み <input type="checkbox"/> 働き方の見直し (長時間労働の是正、休日出勤の削減、有給休暇の取得促進など) <input type="checkbox"/> 多様な雇用、就業形態の導入 (短時間正社員、テレワーク、定年延長など) <input type="checkbox"/> 仕事と育児、介護、病気治療などとの両立支援 <input type="checkbox"/> 給与・賃金、人事評価制度、同一労働同一賃金への対応 <input type="checkbox"/> 各種ハラスメント防止、メンタルヘルス対策 <input type="checkbox"/> 人材育成 (階層別研修、資格取得支援など) <input type="checkbox"/> 女性、シニア、障がい者、外国人の活躍 <input type="checkbox"/> 生産性の向上 (IT の活用など) <input type="checkbox"/> 職場風土の改善、意識改革 <input type="checkbox"/> 助成金の活用 (働き方改革推進支援助成金、雇用調整助成金など) <input type="checkbox"/> その他 (内容 :)		
通 信 欄			

【ご案内】

- 対象事業所 : 従業員を雇用している豊田市内の事業所 (企業の場合は中小企業)。
- 費用等 : 1 事業所当たり 8 時間まで**無料**で派遣します。※1 回あたり 1~2 時間程度
- 申込み期限 : 派遣希望日の原則として 2 週間前までにお申し込みください。
なお、電話、メールで申し込みの場合は、上記申請書の情報をお知らせください。
- その他 : 派遣アドバイザーが決定次第、「派遣決定通知書」をとともに、終了後にご提出
いただく「実施報告書」の様式をお送りします。
※「申請書」及び「実施報告書」の様式は豊田市 HP からダウンロードできます。
また、登録アドバイザー・講師の情報もご覧になれます。

【市 HP】

豊田市役所 産業労働課 労政担当 行

FAX 0565-35-4317

TEL 0565-34-6774

